



オオクチバス等再放流禁止指示解除申請書

平成20年3月21日付長野県内水面漁場管理委員会指示第8号について
次のとおり解除申請いたします。

令和6年 1月12日

長野県内水面漁場管理委員会
会長 平林公男様

住所 長野県上水内郡信濃町大字野尻269-5
氏名 野尻湖漁業協同組合
代表理事組合長 石田 和夫



1 再放流禁止指示解除水域

- (1) 関川水系 一級河川 野尻湖
- (2) 対象魚種 オオクチバス コクチバス

2 逸出防止施設

(1) 所在地

- ① 関川水系 一級河川 池尻川
長野県上水内郡信濃町野尻
(左岸 字御小屋1332-2番地先・右岸 字新町866-3番地)

- ② 御小屋用水路
長野県上水内郡信濃町野尻865-5番地先

- ③ 小丸山用水路
長野県上水内郡信濃町野尻字新町866-1番地先

(2) 規模・構造

別表による

3 逸出防止管理体制

(1) 施設の管理体制

① 点検方法

- ・網及びスクリーンの損傷の有無の確認
- ・網及びスクリーンの除塵及び清掃

② 点検頻度

- ・原則毎日点検する。
- ・網を上げて行う点検については1ヶ月に1回以上とする。
- ・網の洗浄の際には、別紙 洗浄作業の手順に従い作業を行う。

③ 不具合発生時の対応

- ・速やかに不具合の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告する。
- ・ただちに逸出魚の有無について調査し、内水面漁場管理委員会に報告する。
- ・網については即時修繕、あるいは予備のものと即時交換する。
- ・鋼製スクリーンについては即時現地において修繕する。
- ・施設の損傷が激しい場合、関係機関と協議し水路断水等により修繕する。
- ・施設の老朽化や破損等の不具合により、オオクチバス等逸出が否定できない場合、施設の不具合等の発見及び修繕が完了した翌日から、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、集中的な電気ショッカーによる捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。捕獲場所は、後述「(2)逸出魚の監視体制 ②監視場所」に示す監視場所(1～3)及び監視場所3下流の3地点(資料 不具合発生時の捕獲地点図)とする。
- ・修繕完了後は、施設が申請書通りの機能、構造であるか確認を必ず行い、内水面漁場管理委員会に報告する。

④ 点検の記録方法

施設の点検結果を、点検項目を記載した点検管理記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日内水面漁場管理委員会に電子メール(PDF等の添付による)又はファックスにて報告するものとする。但し内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場委員会あてに提出するものとする。

(2) 逸出魚の監視体制

① 監視方法

目視観察及び電気ショッカー等による捕獲。

② 監視場所と監視ルート

監視場所

- 1・御小屋用水路：別表装置1と装置2の間、装置2と装置3の間、
装置3に隣接する下流地点の3箇所
- 2・小丸山用水路：別表装置1と装置2の間、装置2と装置3の間、
装置3に隣接する下流地点の3箇所
- 3・池尻川 : 別表装置1と装置2の間、装置2と装置3の間、
装置3に隣接する下流地点の3箇所
- 4・関川 : 逸出防止施設等略図における旧国道18号線一の橋上流、
一の橋と関川池尻川合流地点との間、関川池尻川合流地
との3箇所

監視ルート

- 1・御小屋用水スクリーン → 2・小丸山用水スクリーン →
- 3・池尻川逸出防止ネット → 4・関川の順路とする。

但し、御小屋用水路及び小丸山用水路の逸出防止施設については通水期間内（毎年4月通水開始日から9月通水終了日）のみとする。

③ 監視頻度

- ・原則毎日目視で確認する。
- ・逸出魚であることを否定できない魚が発見されたときは捕獲し、確認する。
- ・電気ショッカー等による確認については10日に1回程度とする。

④ 逸出魚発見時の対策方法

オオクチバス等が監視場所で発見され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、逸出魚が確認された翌日から、③に示す監視頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカーによる捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。捕獲場所は、②監視場所に示す監視場所（1～3）及び監視場所3下流の3地点（資料 不具合発生時の捕獲地点図）とする。

⑤ 洪水等の不測の事態発生時の対策方法

洪水等の不測の事態が発生した場合は、当該事態について速やかに内水面漁場管理委員会へ報告する。

当該事態が終息し監視が可能となった日から、④の逸出魚発見時と同様の対策により逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。但し、確認の回数及び任意の捕獲場所の地点数については、事案ごとに内水面漁場管理委員会事務局の指示を受けるものとする。

⑥ 監視記録方法

逸出魚の監視結果を、監視項目を記載した逸出魚監視記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日内水面漁場管理委員会にメール又はファックスにて報告するものとする。但し、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出するものとする。

4 その他

- ・野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）、特段の事情により管理者より放水等の指示が発出される場合は、指示の決定後直ちに管理者もしくは委託作業者より当組合代表理事及び内水面漁場管理委員会事務局へ電話等による連絡がされる。その緊急放水等の状況を代表理事もしくは代理の者により観察、記録するとともに、「3 逸出防止管理体制（2）逸出魚の監視体制 ⑤洪水等の不測の事態発生時の対策方法」を行うものとする。また、事態が終息した報告を受けた後、発生及び終息日時等内容について内水面漁場管理委員会にメール又はファックスにて報告することとする。
- ・逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できないよう、より効果的な施設の検討をすすめていくものとする。
- ・逸出防止施設の管理及び逸出魚の監視は、代替要員を確保した体制とするものとする。
- ・内水面漁場管理委員会が実施する逸出魚調査において、逸出魚と考えられる個体が確認された場合は、内水面漁場委員会と調整の上、逸出の原因究明に積極的に努めるとともに捕獲等の対応を行う。

5 解除の期間

令和 6年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 まで

6 添付書類

- ・ 池尻川の逸出防止装置存置許可書の写し
- ・ 位置図
- ・ 施設等略図
- ・ 平面図等
- ・ 断面図等
- ・ 現況写真
- ・ 点検管理記録用紙及び逸出魚監視記録用紙
- ・ 逸出防止網の洗浄作業手順
- ・ 不具合発生時の捕獲地点図

別 表

水 系	上流 → 下流		
	装置 1	装置 2	装置 3
①御小屋用水路	スクリーン 開口 25 mm	逸出防止スクリーン 開口 20 mm	逸出防止スクリーン 開口 10 mm
②小丸山用水路	スクリーン 開口 25 mm	逸出防止スクリーン 開口 20 mm	逸出防止スクリーン 開口 10 mm
③池尻川	逸出防止ネット 網目コマ 20 mm 網幅 3.9m 網高 0.6m	逸出防止ネット 網目コマ 15 mm 網幅 3.9m 網高 0.6m	逸出防止ネット 網目コマ 5 mm 網幅 3.9m 網高 0.6m

①御小屋用水路、②小丸山用水路の装置 1 の使用、装置 2、3 の設置については野尻土地改良区の了解を得ている。

長野県長野建設事務所指令 29 長建第 12-1310 号

野尻湖漁業協同組合長

平成 30 年 1 月 16 日付けで申請のありました河川区域内の土地の占用を、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定により、次のとおり許可します。

平成 30 年（2018 年）3 月 15 日

長野県長野建設事務所長


- 1 河川の名称 関川水系 一級河川 池尻川
- 2 占用の目的 オオクチバス等逸出防止装置存置
- 3 占用の場所
左岸：信濃町大字野尻字御小屋 1332-2 地先
右岸：信濃町大字野尻字新町 866-3 地先
- 4 占用物件の名称及び構造
(1) 逸出防止ネット L=3.9m H=0.6m 網目 20mm×1 基、15mm×1 基、5mm×1 基
(2)
(3)
(4)
(5)
- 5 占用面積等
(1) 12.5 m²
(2)
(3)
(4)
(5)
- 6 許可期間 平成 30 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 7 許可の条件
(1) 土地の占用期間中は、占用に係る土地の区域を指示するための境界標柱を所長の指示する場所に設けること。
(2) 当該許可に係る行為により、治水上支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めたときは、許可を受けた者にその障害を除去させ、又はこれを予防するために必要な措置をさせることがある。

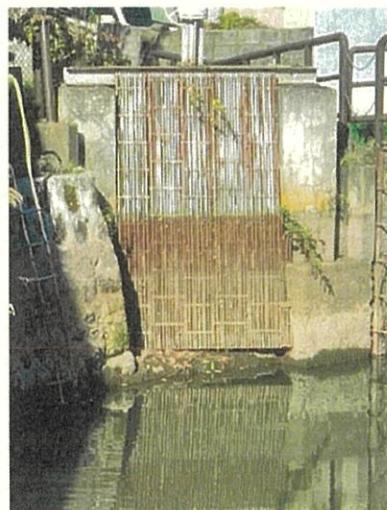
- (3) 当該許可に係る行為に起因して河川管理施設その他工作物を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。
この場合、原状回復に要する費用は、許可を受けた者の負担とする。
- (4) 当該許可に係る内容を変更しようとするときは、変更の許可申請を行うこと。
- (5) 当該許可工作物の用途を廃止したときは、速やかにその旨を届け出ること。
- (6) 許可を受けた者が住所又は氏名（法人にあっては名称）を変更したときは、速やかにその旨を届け出ること。
- (7) 当該許可に係る土地の占用期間満了後も引き続き占用を行おうとするときは、少なくとも期間の満了する日の2か月前までに期間更新の許可申請を行うこと。
- (8) 上記の条件に違反した場合は、河川法第75条の規定に基づき許可の取消し、その他の監督処分を行うことがある。

- 1、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求することができます。
- 2、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告（被告の代表者は長野県知事です。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3、ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

14-4763

逸出防止施設現況写真

・ 御小屋用水路逸出防止施設



装置 1
スクリーン（既存）
開口 25mm



装置 2
逸出防止スクリーン
開口 20mm



装置 3
逸出防止スクリーン
開口 10mm

逸出防止施設現況写真

・ 小丸山用水路逸出防止施設



装置 1
スクリーン（既存）
開口 25mm



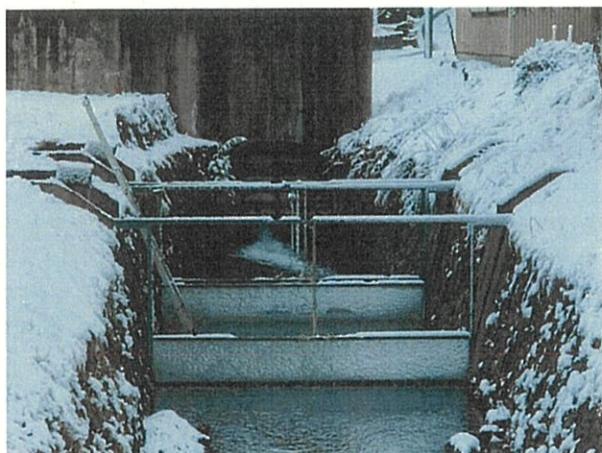
装置 2
逸出防止スクリーン
開口 20mm



装置 3
逸出防止スクリーン
開口 10mm

逸出防止施設現況写真

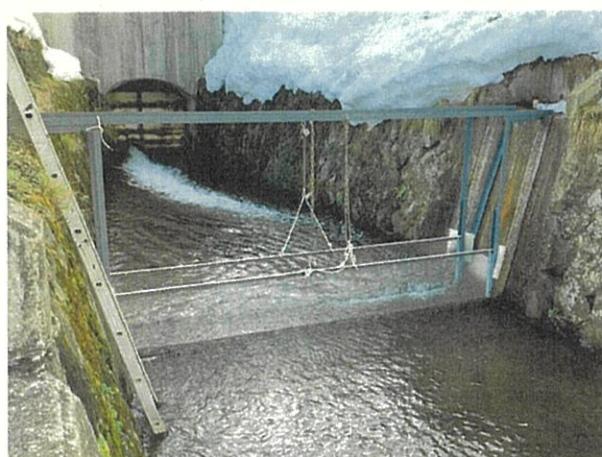
・ 池尻川逸出防止施設



装置 1 (奥側)

装置 2 (中間)

装置 3 (手前側)



装置 1 (奥側)

逸出防止ネット

網目合 20 mm

装置 2 (手前側)

逸出防止ネット

網目合 15 mm



装置 3

逸出防止ネット

網目合 5 mm

逸出防止施設点検管理記録

年 月 日					点検者名					
時刻	施設	装置	除塵 清掃	網上 検査	網・スクリーンの損傷・隙間の有無			備 考		
					点検箇所			スクリーン・網本体		
					左右壁	下部				
：～： ：	御小屋 用水路	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
：～： ：	小丸山 用水路	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
：～： ：	池尻川	1	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
		2	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
		3	有・無	有・無	無・有	無・有	無・有			
上記以外で 実施・発生 した内容と その対応										
逸出防止装置の更新・補修後、申請書通りの機能・構造(目合い、高さ等)であることを確認致しました。									<input type="checkbox"/>	

逸出魚監視記録

年 月 日					監視者名						
時刻	施設	監視 場所	目視 監視	捕獲 監視	捕獲した逸出魚の状況				捕獲後の 処置方法	備 考	
					バス類	種類	サイズ	数量			
：～： ：	御小屋 用水路	1	有・無	有・無	有・無						
		2	有・無	有・無	有・無						
		3	有・無	有・無	有・無						
：～： ：	小丸山 用水路	1	有・無	有・無	有・無						
		2	有・無	有・無	有・無						
		3	有・無	有・無	有・無						
：～： ：	池尻川	0	有・無	有・無	有・無						
		1	有・無	有・無	有・無						
		2	有・無	有・無	有・無						
		3	有・無	有・無	有・無						
：～： ：	関川	1	有・無	有・無	有・無						
		2	有・無	有・無	有・無						
		3	有・無	有・無	有・無						

逸出防止施設監視記録表

令和 年 月 日

監視記録者 氏名

水路系	位置	時刻	逸出魚の有無	逸出魚について		捕獲後の処理方法
				逸出魚の種類	逸出魚のサイズ(cm) / 数量	
角小屋用水路	監視場所1下流	時 分	有・無			
	監視場所2下流	時 分	有・無			
	監視場所3下流	時 分	有・無			
小丸山用水路	監視場所1下流	時 分	有・無			
	監視場所2下流	時 分	有・無			
	監視場所3下流	時 分	有・無			
池尻川	監視場所0下流	時 分	有・無			
	監視場所1下流	時 分	有・無			
	監視場所2下流	時 分	有・無			
記入欄	監視場所3下流	時 分	有・無			
				業務責任者 組合長	印	担当 印

逸出防止施設監視記録表(不具合発生時用)

令和 年 月 日

監視記録者 氏名

水路系	位置	時刻	逸出魚の有無	逸出魚について		捕獲後の処理方法
				逸出魚の種類 / 逸出魚のサイズ(cm) / 数量		
御小屋用水路	監視場所1下流	時 分	有・無			
	監視場所2下流	時 分	有・無			
	監視場所3下流	時 分	有・無			
小丸山用水路	監視場所1下流	時 分	有・無			
	監視場所2下流	時 分	有・無			
	監視場所3下流	時 分	有・無			
池尻川	監視場所0下流	時 分	有・無			
	監視場所1下流	時 分	有・無			
	監視場所2下流	時 分	有・無			
不具合発生時 監視場所下流	監視場所3下流	時 分	有・無			
	下流 1 (六月付近)	時 分	有・無			
	下流 2 (閑川合流付近)	時 分	有・無			
	下流 3 (閑川合流付近)	時 分	有・無			
・不具合発生後、逸出魚調査において逸出魚(は差見されません)でした。 (1回目 2回目 回目)				組合長	業務責任者	担当印
・逸出防止装置について申請書の通りの機能構造であることを確認致しました。 チェック <input type="checkbox"/>				印	印	印

逸出防止網の洗浄作業手順

外来魚の逸出防止を徹底するため、池尻川排砂門下流の逸出防止網の洗浄作業について、必ず以下の手順にて行ってください。

(右の図を参照)

- 1 作業は4名以上で行う。
- 1 **監視場所①** 区間にて電気ショッカーをかけ、外来魚がいないことを確認（外来魚がいた場合は捕獲）する。
- 2 **装置①**の網を上げ洗浄する。洗浄後は網を元の場所に戻す。
- 3 **監視場所①**と**監視場所②**に電気ショッカーをかけ、外来魚がないことを確認（外来魚がいた場合は捕獲）する。**監視場所②**で電気ショッカー作業を行いながら、**装置②**の網を上げ洗浄する。洗浄後は網を元の場所に戻す。
- 4 **監視場所③**に電気ショッカーをかける作業を行いながら、**装置③**の網を上げ洗浄する。洗浄後は網を元の場所に戻す。
- 5 すべての網の洗浄が終わったら、網と川底・護岸に隙間が寧ないと確認する。
- 6 必ず最後に**監視場所①、②、③**に再度電気ショッカーをかけ、逸出魚防止ができていることを確認する。

不具合発生時の捕獲地点図



下流 1 : 池尻川 赤川合流点上流約 100m

下流 2 : 池尻川 関川合流点 上流

下流 3 : 関川 池尻川合流点 付近

(下流 1~3 は、それぞれ内水面漁場管理員会が実施する逸出魚調査の調査地点 D~F と同地点、同区間)